

東村山市有料自転車等駐輪場（新秋津駅第5駐輪場）の
指定管理者の指定

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成29年2月23日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市有料自転車等駐輪場（新秋津駅第5駐輪場）の
指定管理者の指定

東村山市有料自転車等駐輪場（新秋津駅第5駐輪場施設）を管理する指定管理者を下記のとおり指定することに議決を得たい。

記

1 施設の名称及び所在地

（名 称） 新秋津駅第5駐輪場

（所 在 地） 東村山市秋津町五丁目17番地1～3

2 指定管理者の候補者の名称等

（名 称） サイカパーキング株式会社

（所 在 地） 東京都中央区日本橋小網町7番2号

（代 表 者） 代表取締役 森井 博

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成33年3月31日まで

説明 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定を行うため、本案を提出するものであります。